

京都会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第78号

京都会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2舞台設備の項中「16,100」を「16,390」に、「4,800」を「4,880」に、「1,700」を「1,730」に、「600」を「610」に、「1,100」を「1,120」に、「5,000」を「5,090」に、「6,000」を「6,110」に、「7,100」を「7,230」に、「2,400」を「2,440」に、「14,500」を「14,760」に、

「

毛	せ	ん	1	枚	200	を
上	敷	き			200	

」

「

毛	せ	ん	1	枚	200	に、
上	敷	き			200	
	畳				200	

」

「700」を「710」に、「1,000」を「1,010」に、「3,000」を「3,050」に、「4,500」を「4,580」に、「組立式早変わり場」を「組立式早替わり場」に改め、同表ピアノの項中「27,000」を「27,500」に、「11,000」を「11,200」に、「6,400」を「6,510」に改め、同表音響設備の項中「2,400」を「2,440」に、「4,800」を「4,880」に、

「

録	音	装	置	一	式	11,400	を
---	---	---	---	---	---	--------	---

」

「

録音装置	一式	11,610	に
マイクロホンつり下げ装置		1,360	

」

改め、同表映像設備の項中「10,000」を「10,180」に、「3,600」を「3,660」に、

「

移動式スクリーン	1張り	1,500	を
----------	-----	-------	---

」

「

移動式スクリーン	1張り	1,520	に
テレビモニター	1台	1,520	

」

改め、同表照明設備の項中「700」を「710」に、「800」を「810」に、「4,900」を「4,990」に、「1,100」を「1,120」に、「フォグマシーン」を「スモークマシーン」に、「3,000」を「3,050」に、

「

効果器		2,800	を
-----	--	-------	---

」

「

効果器		2,850	に
臨時照明設備	1キロワット	360	

」

改め、同表回線設備の項中「9,400」を「9,570」に、「5,800」を「5,900」に改め、同表楽屋設備の項中「4,000」を「4,070」に、「2,000」を「2,030」に、「4,800」を「4,880」に改め、同表その他の項中「700」を「710」に改め、同表備考2中「100円とする」を「100円とし、当該金額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げる」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)